



# 鳥取県公報

令和4年9月28日（水）  
号外第63号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 県統計調査の実施（496）（障がい福祉課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

# 告 示

## 鳥取県告示第496号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和4年9月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 調査の名称

障がい者福祉に関するアンケート調査

### 2 調査の目的

障がい者の生活の状況、サービスに対するニーズ等を把握し、県障害者計画及び障害福祉計画の作成、市町村障害者計画の作成並びに今後の障がい福祉施策推進のための基礎資料を得ることを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

#### (1) 地域的範囲

鳥取県全域

#### (2) 属性的範囲

65歳未満の障がい者若しくは難病患者又は65歳以上の障害福祉サービス等利用者

### 4 報告を求める事項及びその基準となる期日

#### (1) 報告を求める事項

年齢、居住市町村、障害者手帳の所持状況、居住する環境又は施設、日中の活動状況、障害福祉サービス等の利用状況、成年後見制度の利用状況、個別避難計画の作成状況等

#### (2) その基準となる期日

令和4年7月1日

### 5 報告を求める者

#### (1) 報告者数

約30,000名

#### (2) 選定の方法

以下のアからウまでのいずれかを満たす者とする。

ア 以下のいずれかを所持する65歳未満の者

(ア) 身体障害者手帳

(イ) 療育手帳

(ウ) 精神保健福祉手帳

(エ) 自立支援医療受給者証

(オ) 特定疾患医療受給者証

(カ) 小児慢性特定疾病医療費受給者証

イ 精神科病院等を利用する65歳未満の者

ウ 障害福祉サービス等を利用する65歳以上の者

### 6 報告を求めるために用いる方法

#### (1) 在宅者等（(2)及び(3)に掲げる者以外の者をいう。）

鳥取県から各市町村経由で報告者に調査票を配布し、報告者が調査票を鳥取県に返送する方法又は報告者がとっとり電子申請サービスを利用し回答する方法により行う。

#### (2) 施設入所者等

鳥取県から報告者が入所している施設経由で報告者に調査票を配布し、報告者が調査票を当該施設経由で鳥取県に返送する方法により行う。

#### (3) 難病患者（5(2)アに該当する者（(オ)又は(カ)を所持する者に限る。）のうち、施設入所者等以外の

者をいう。)

鳥取県から報告者に調査票を配布し、報告者が調査票を鳥取県に返送する方法又は報告者がとっとり電子申請サービスを利用し回答する方法により行う。

7 報告を求める期間

令和4年9月下旬から同年10月31日まで

8 調査票情報の保存期間

5年間

9 結果の公表方法

鳥取県のホームページで公表する。